

協会賞・奨励賞授与取扱い規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条第1号及び第5号の規定に基づき、優れた業績をあげた会員に授与する協会賞及び奨励賞に関し、必要な事項を定める。

(所管)

第2条 協会賞及び奨励賞の選考は、協会賞・奨励賞選考委員会（以下「委員会」という。）が所管する。

2 協会賞及び奨励賞授与の決定は、理事会の議を経て、会長が行う。

(推薦対象者)

第3条 協会賞及び奨励賞の推薦対象者は、正会員A、B及び協力会員に所属する個人又はグループ並びに正会員個人とする。

(授与対象)

第4条 協会賞は、顕著な業績が認められる著作物又は活動を対象とする。

2 奨励賞は、第6条第1項による推薦期限から過去2年の業績の内、次の各号に該当するものを対象とする。

(1) 本人の将来性及び医学図書館界の次代を担う人材育成に寄与すると認められる著作物又は活動。

(2) 正会員及び協力会員の代表者等の指導的立場にない者による著作物又は活動。

(3) 本賞の受賞歴がない者による著作物又は活動。

(推薦)

第5条 推薦者は、正会員A、B及び協力会員に所属する個人又はグループ並びに正会員個人とする。

2 推薦は、自薦・他薦を問わないものとする。

3 委員会は、前第1項とは別に独自に推薦できるものとする。

(推薦期限)

第6条 推薦期限は、毎年12月31日とする。

2 前項の期限については、理事会が必要と認めた場合は、これを変更することができる。

(選考)

第7条 委員会は、第8条及び第9条に定める選考基準に基づいて候補業績を選考し、授賞候補者を決定するものとする。

2 授賞候補者と同一組織に所属する委員は、選考に関わるできない。

3 委員会は、必要に応じて外部の専門家に意見を求めることができるものとする。

4 委員会は、業績を補足する説明又は資料等を推薦者に求めることができるものとする。

5 協会賞及び奨励賞の授与は、各1件を原則とし、奨励賞については2件とすることができるものとする。

6 候補者無しとする場合は、全委員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

7 委員長は、選考結果を理事会に報告するものとする。

(協会賞選考基準)

第8条 協会賞選考基準は、次のとおりとする。

(1) 医学図書館・情報学に関する研究成果

次の3条件を満たさなければならない。なお、委員会は、これ以外によるときは、その基準又は判断事項を明示して選考することができる。

ア 論理性

文体、記述、論理的整合性等に瑕疵がないこと。

イ 学術性

主題の専門性、研究方法、文献考察等が医学図書館・情報学の水準に合致又は卓越していること。

ウ 独創性又は総合性

新たな知見又は応用性若しくはその可能性が認められること。又は、従来の論説の整理・総合に著しい功績が認められること。これにより、医学図書館界の啓発又は活性化が期待できるもの。

(2) 医学図書館活動

次のいずれかに該当する業績とする。

ア 業務処理の改善、情報通信技術の活用等に先駆的・普遍的な功績が認められるもの。

イ 目録類の編纂、データベース作成、著作物刊行事業等で独創性を有し、固有の価値が認められるもの。

ウ 利用者サービスの充実又は保健・医療情報の普及に顕著な功績が認められるもの。

エ その他、医学図書館又は図書館員の社会的役割を高め、本会の発展に顕著な功績が認められるもの。

(奨励賞選考基準)

第9条 奨励賞選考基準は、次のとおりとする。

(1) 医学図書館・情報学に関する研究成果

次の3条件を満たさなければならない。なお、委員会は、これ以外によるときは、その基準又は判断事項を明示して選考することができる。

ア 論理性

文体、記述、論理的整合性等に瑕疵がないこと。

イ 専門性

主題の専門性、研究方法、文献考察等が医学図書館・情報学の水準に合致していること。

ウ 将来性

研究成果又は医学図書館員経験歴等を総合的に判断して将来性が期待できること。

(2) 医学図書館活動

次のいずれかに該当する業績とする。

ア 業務処理の改善、情報通信技術の活用等に先駆的・普遍的な功績又はその可能性が認められるもの。

イ 目録類の編纂、データベース作成、著作物刊行事業等で独創性を有し、固有の価値又はその可能性が認められるもの。

ウ 利用者サービスの充実又は保健・医療情報の普及に顕著な功績若しくはその可能性が認められるもの。

エ その他、医学図書館又は図書館員の社会的役割を高め、本会の発展に顕著な功績若しくはその可能性が認められるもの。

(表彰)

第10条 会長は、翌年度の総会において受賞者に賞状及び副賞を授与し、表彰することとする。

2 受賞者は、総会において受賞記念発表を行うものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年2月18日から施行する。

附 則

この規程は、2016年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年10月20日から施行する。